

『国富論』における穀物

——理論史と政策論史——

服部正治

1. 小林昇における『国富論』の学史的位置

本稿は、小林昇先生（1916～2010年。以下、小林昇または小林と記す）の『アダム・スミス（Adam Smith）研究』において、『国富論』（初版1776年）の経済学史上の位置がどのように把握されているのかを検討し、それを手掛かりに『国富論』で穀物がいかに論じられているのかを分析しようとするものである。

小林の『国富論』研究の代表作は『国富論体系の成立』（未来社、1973年。以下『成立』と記す）であった。『成立』は、小林のイギリス重商主義、ジェームズ・ステュアート（James Steuart）、そしてスミス研究の蓄積の上に——さらにフリードリッヒ・リスト（Friedrich List）研究の成果を背景において——書かれたものであり、小林『国富論』研究の集大成と解しうる。『成立』は「原始蓄積の最終的理論体系としての」ステュアート『原理』との対比の形をとって、「資本制蓄積の理論体系としての」『国富論』の経済学史上の位置を確定した（158頁。傍点は小林。以下、全ての引用中の強調は原著者）¹⁾。『成立』は、経済理論の段階としては『国富論』の前に『原理』を置き、スミスによる資本制蓄積の経済分析が原始蓄積過程に特徴的な独立生産者をモデルにするステュアートのそれをいかに乗り越え、なにを新たに打ち立てたのか、またその際にスミスはなにを——自らは語ることなく、その意味で読者の眼から隠れる形で——捨て去ったのか、そして両者の経済理論の特質としていかなるちがいが生まれたのかを明らかにした。

本稿が注目するのは、『成立』における『国富論』全編に関する小林の詳細な分析にもかかわらず²⁾、資本制社会における交換価値の主要な構成要素のひとつである地代については——

1) 小林からの引用・参照は、初出論文名もしくは著書名とその発行年を記した後に、『小林昇経済学史著作集』（未来社）の巻数と頁を記す。『著作集』は～巻が1976年から79年にかけて刊行され一旦は完結したが、その後の研究を取り込んで88年に～巻が、89年にXI巻が刊行された。

2) 小林は、『成立』を『著作集』に収めるにあたって、第9章「国家と財政」を書き加え、形式上も、『国富論』と『原理』との総体的対比を完成させた。

分量的にも、『国富論』第1編の約4割を占める第11章「土地の地代について」は——『成立』ではほとんど言及されていないことである。『国富論』第1編11章の地代論は、穀物の有する需要創出力を基点にして、食料（穀物・肉牛・野菜など）を生産する土地の地代、ならびに衣・住の原材料を生産する土地の地代について論じ、食料のなかでも穀物生産地の地代が、肉牛を含む他の第一次産品を生産する土地の地代を規定する次第を詳細に解明したものであるから、本稿の問題意識にとっては『成立』のこうした特徴は興味深い。

じつは『著作集』全体をみても、『国富論』における地代に関する小林の言及はほとんどない。これは、小林が『原理』における地代について、またイギリス重商主義期の諸論者の地代に関する主張について、詳しく論じているのとは著しい対照をなす。なお、急いで付言しておかねばならないが、小林は『国富論』における地主については深い、そして研究史上画期的な分析をおこなった。それは、当時の地主階級による家内奉公人の雇用が、本来は生産的労働者として雇用されるべき階層を不生産的労働者として維持し、それによって資本の蓄積を阻害している点を解明して、『国富論』が不生産的労働者の生産的労働者への転化を主張し、地主階級の「習俗」そのものを否定した、という指摘である（「アダム・スミスにおける賃金」1957年、155-161頁。「成立」、265-268頁）。だが、地主のこうした「習俗」を可能にする、資本制社会における所得の源泉としての地代については小林の理論的分析は少ない。小林の言説に即して考えれば以下の理由を指摘できる。

第一には、スミス地代論が十分な理論の一貫性を欠き（「アダム・スミスにおける賃金」、101頁）、『国富論』のなかでは理論的に最も混乱した部分にとどまる（『国富論』におけるアメリカ1976年、272頁）、と小林によって判断されているからである。『成立』では、第1編11章の地代論への言及は、まずは、その「本章の結論」の初めの部分が参照されて、資本蓄積に伴う労働生産力上昇による工業財価格低下と有用労働者数増加による農産物増加とによって土地の実質的地代が増加すると、注の中で簡略に記され、ついで、第2編で顕著に表れる、富と価値に関するスミスの把握の混乱が第1編ですでに現れている例として、やはり注で記されているのみである（「成立」、269、287頁）。『国富論』の理論編である第1・2編の最後におかれた第2編5章のいわゆる資本投下の自然的順序の理論は、第3編における近代ヨーロッパの歴史に関するスミスの認識において重要な意義をもち、また第4編の重商主義批判においてその主要な基準のひとつをなすものではある。だが第2編5章は、農業投資の優位性を証明するために自然の労働にも——また役畜の労働にも——地代の根拠を求めており、全体として理論的根拠の証明の点では「ほとんど全面的に破産している」（「成立」、277-278頁）のだから、混迷した『国富論』の地代論が『成立』のなかに占める位置が小さいのは、この限りでは理解できる。

第二に、一層根本的には、資本制蓄積の理論体系としての『国富論』の特質のひとつとして小林が重視したのが、人口や農業剰余といった素材的对象への関心をスミスが脱落させて、資本制社会における交換価値＝「価格という、共通の貨幣的・量的表現」をもつ抽象的对象の分

析を——学史上初めて交換価値論から主観価値説を退けたうえで——正面の課題とし、労働価値説の放棄という犠牲を払いながらも資本制社会という分析の場を守り、しかも労働価値説と剰余価値論とのつながりを通じて「土地＝富の観念」の剰余価値論への混入を回避しつつ、この課題を実行した（『成立』、163, 191, 209, 213 214頁）という点であった。この意味において、小林が強調したのは、ステュアート『原理』がその第1編を「人口と農業」という素朴な具体的対象から始めて原始蓄積の経済理論を構成したのとは、明らかに段階的に異なる経済理論としての『国富論』の特質を理解しなければならないということであった（『経済学の形成時代』1960 61年、104, 134頁）。なおこれと関連させて、『成立』においては、『原理』の農工分離という歴史的過程そのものを理論化しようという体系——「ここでは……歴史的過程そのものが理論体系の構造に乗り移る」——が「単純から複雑へ」の展開であり、「真の演繹的・上向法的方法」に到達できなかったのに対して、『国富論』が歴史編を理論編から切り離して第3編に置いたうえで、十分な方法的意識のもとに独立生産者からなる商業的社会を第1編4章において、そこから資本制蓄積の理論体系を「抽象から具体へ」と展開したことと対照されていること（『成立』、173 174, 182, 193頁）も、留意しておきたい。

さらに第三に、こうした限界をもつ『原理』の体系でさえ、マルサス『人口論』（初版1798年）が人口と食料との自然的関係をいわば直接的分析対象にしたのとは異なり、人口を有効需要に裏打ちされた就業の問題として把握し、その意味で『原理』の人口論が——人口増加の「社会的不能 (moral incapacity)」という言葉が表すように——経済理論のなかに精密に組み入れられた人口論となっていることは、小林が早くから強調した点であった（『ジェイムズ・ステュアートの経済学説』1951年、249, 267頁）。そしてこの点を最も象徴的に表現したものとして小林が評価したのは、アーサー・ヤング『政治算術』（Arthur Young, *Political Arithmetic*, 1774）の次の言葉である。すなわち「サー・ジェイムズ・ステュアートは私がここで説明している考えと同様の考察をおこなっている。……しかし彼は、国内での食料の量に基づいてこの考えを打ち立てている。だが私は、人口は食料の価値を与える仕事を得られるならば必ず食料を手に入れられるということを当然だと考えて、食料という論点を問題から外そうと言うのである。好むだけ人口を増加させよ、食料はそれとともに増加するであろう」（p. 69. 『経済学の形成時代』、114頁に引用。以下全ての訳文は服部）。

そうであればなおさら、資本制蓄積の経済理論である『国富論』においては、食料・人口問題は理論の上では——ステュアートのように有効需要を強調するかどうかは別にして——交換価値・価格分析のなかに組み入れられて論じられている、と言わねばならない。小林はこの認識をこう語っている。「しかし、ケネーはもとより、ヤングにあっても、彼らが新しい農業生産力（農業革命）の認識を持つことによって、経済的均衡なり発展なりはもはや人口（の増加・さらに進んでその社会的配分）の問題ではなかった。こうしてスミスが重商主義期のイギリスにおける経済諸思想の前進的部分とケネーとを総合して、『原理』の分析対象をすでに終結

した歴史的過程と見なし、はじめて資本制的蓄積の理論を大規模に構築したとき、その『国富論』の関心の広さと叙述のつまびらかさともにかかわらず、人口論は経済理論体系の諸環から決定的に脱落したのであった（『原理』における人口と農業生産力）1960年、148頁）。

『国富論』の学史的立場についての小林のこうした把握の基礎には、スミスに至る時期までのイギリス農業生産力についての、本稿にとっては重要な意味をもつ、以下の認識があった。この認識は早い時期から小林が抱いたものであり、『成立』以後においても本質的な変化はなかったと推察される。すなわちそれは、ステュアートにおいても収穫逓減という長期的な壁は認識されているが、そこに至るまでは土地の生産力は良好な経営が行われる場合には収穫逓減を顕在化させず、一国経済をオープン・システムとして考える場合には、「食料の不足を深刻に危惧する必要はなくなる」という認識であった。しかも、穀物輸出奨励金と穀物輸入制限という農業保護政策（＝穀物法）が行われていた18世紀のイギリスにおいては、「貧窮は存しても食料の絶対的不足ということは容易には考えられぬ」事態なのであった（『ジェイムズ・ステュアートの経済学説』1951年、273-275頁）。

重商主義期の論者たちにおいても、理論上は食料不足が想定され、食料の輸入が論じられたとしても、未耕地は無限にある（トーマス・マン『外国貿易によるイングランドの財宝』1664年）、また可耕地の余剰はつねに存在する（ジェイコブ・ヴァンダーリント『貨幣万能』1734年）という形で、現実的には食料の絶対的不足はありえないという認識が広く存在した。こうして、食料価格の突然の高騰の原因を土地耕作の不足に求めたヴァンダーリントの議論の背景においても、「農産物に関するイギリスの自給体制を次第にいちじるしく余裕あるもの」とし、イギリスを小麦の有力な輸出国にしていた農業生産力を想定すべきなのであった（『ジェイコブ・ヴァンダーリントとイギリス重商主義』1953年、140、195-195頁）。またダニエル・デフォウ（『イギリス経済の構図』1728年）においても、小麦はイギリスのあらゆる輸出食料の筆頭をなし、「真に穀物国と呼びうべきイギリスとしては、市場が見出されるかぎりそこへ穀物を輸出するようにつねに準備し」ているのであった（『重商主義における市場の形成』1953年、113頁）。しかも小林は、穀物を製造業の原料と見なすことに象徴されるジョサイア・タッカーの穀物貿易独占批判に関しても、タッカーが「産業資本の前に展げるべき広大な未耕地に信頼した」（『重商主義の解体』1954年、196頁）ことの指摘を忘れていない。そして18世紀後半のイギリス農業生産力についてのこうした認識に基づいて、小林は——『国富論』第4編2章における、イギリスの年平均穀物（この場合は全ての種類の穀物）輸入量は年消費の571分の1という箇所（WN p. 461. 129頁）³⁾への参照を求めつつ——、イギリスの食料輸入は1760年代から始まるが、「スミス マルサスの時代においてさえ、この国における食料不足はほとんど問題では

3) 以下『国富論』からの引用・参照はグラスゴウ大学版『国富論』のページ数と大河内一男監訳版（中央公論社）の巻数、頁数を本文中に記す。なお、訳文は適宜服部が手を加えている。

なかった」との判断を下すのである（『ジェイムズ・ステュアートの経済学説』、275頁）。

スミスが記した平均穀物輸入量は国内消費の571分の1という数字は Charles Smith, *Three Tracts on the Corn-Trade and Corn-Laws*, 2nd ed., 1766の第二論説 Considerations on the Laws relating to the Importation and Exportation of Corn に基づいている。この根拠は、1697年～1765年の全穀物年平均輸入量が23,728クォータで、年平均消費量は13,555,850クォータであるので、約571分の1ということである。また平均穀物輸入量は輸出量（=422,352クォータ）の18分の1となる⁴⁾。したがって、この期間はイギリスは穀物輸出国であった。なおステュアート『原理』の『著作集版』も、チャールズ・スミスのこの著書をつかって同じことを記している。さらに『原理』は、極度の食料不足で最大の穀物輸入を記録した1757年でさえ、穀物輸入量は年平均消費量の89分の1以下であったことにもふれている（『経済の原理』小林昇監訳・竹本洋他訳、名古屋大学出版会、第1分冊102-103、105頁）。

また『原理』では、「ヨーロッパでは、イングランドほど穀物を豊富に生産する国はそう多くない」とされるとともに、オランダを除くヨーロッパのほとんどの国では、「その国で生産される食料のほとんどはその住民によって消費される」、つまり「輸出される部分は国内消費に対しては小さな割合でしかない」（100頁）と述べられている。さらに『国富論』も、「自国民の生活資料として十分であるところをはるかに超えて原産物を生産する国はほとんどない。それ故に、原産物を大量に外国に送るとすれば、それは、国民が必要とする生活資料の一部を外国に送ってしまうことになるだろう」（WN p. 445. 104頁）と述べて、『原理』と同じ認識を示している。しかもスミスは、17世紀～18世紀の初め以降イギリス農業の改良が進んだ結果、現在では「国内市場の需要に余るほど多量の穀物」を生産することが普通であるが、「それでも現在なお国土の極めて大きい部分が未耕のままであり、そしてそれにも増して大きな部分は、そうあって然るべきよりもはるかに劣った耕作の状態にあり」、「農業は……これまで投下された以上のはるかに多量の資本を吸収する余地がある」（WN pp. 144, 372, 374, 424. 213, 582, 586, 68頁）と記しており、イギリスにおける食料不足は現実の問題でなかったという小林の判断は十分に了解しうる。

国内穀物取引に対する現在の諸規制が除去されれば、「この事情の変化だけで、国土全体に生じる [農業の] 改良がいかに大きく、いかに広範囲で、そしていかに急激なものであるかは、

4) Charles Smith, *Tracts on the Corn-Trade and Corn-Laws*, new edition, 1804, pp. 166-167. スミスは『国富論』第4編5章では、Ch. スミスに言及しながら、国内消費量に対する輸出穀物量の平均比率を31分の1程度と記している（WN. p. 508. 208頁）。これも本文中のCh. スミスの著書の同じ箇所にある数字である。もっともスミスは、自分は「政治算術をあまり信用していない。したがってこれらの計算のいずれについてもその正確さを保証するつもりはない」、これらの数字を引いたのは、穀物の外国貿易がその国内取引に比していかに重要性が小さいかを示すためである（WN p. 534. 250頁）、と書いている。

おそらく想像を超えるであろう」(WN p. 532. 246頁)というのが、イギリス農業生産力に対する『国富論』の認識であった。われわれは、こうした前提の上に『国富論』の資本制蓄積の理論体系が構築されていることに留意しておきたい。

さて、議論の展開からは回り道になるが、小林のステュアート『原理』の理論的特質についての理解の変化・拡張についてふれておきたい。これを通じて、『国富論』における穀物という本稿の課題の意味が側面から明らかになるであろう。小林は『成立』を挟んだ長い研究経歴のなかで、『国富論』と対比される『原理』の理論的特質の理解を微妙に変えている。それは、理解の変化によって以前の理解との間に矛盾が生じるというものではなく、むしろ認識の深化と拡大との結果、理論的特質の理解の変化・拡張が生まれたと言うべきものである。

小林は最初の本格的なステュアート研究において、『原理』を「最後の重商主義者」による「モネータル・ジステームおよびメルカンティル・ジステームの合理的表現」としての「重商主義の理論体系」(「ジェイムズ・ステュアートの経済学説」, 242, 255頁, 副題)⁵⁾として特徴づけ、古典学派と対立する『原理』の貨幣的経済理論としての体系的特質を強調した。その後小林は、重商主義という言葉に付きまとう概念上の混乱を回避して、『原理』を「原始蓄積の基礎過程……[の]理論化……体系化」(「重商主義」1964・65年, 380頁)をおこなった「原始蓄積の一般理論」(「ステュアート・スミス・リスト」1966年, 460頁。「『原理』における「奢侈」について」1962・63年, 236頁)と規定することになる⁶⁾。

その後——『著作集』第 巻を刊行(1979年)後、『著作集』第 巻『J. ステュアート新研究』(1988年)から——小林は、「理論の体系的特質」としては『原理』を貨幣的経済理論として特徴づけ、「理論段階」としては『原理』を『国富論』に先行する「原始蓄積の一般理論」として位置づけるという立場を維持しつつも(「ステュアート租税論の基礎的考察」1987年, 375頁)、同時に——そのターミノロジーの適切さを訴えつつも、新しいターミノロジーを増すことを遠慮しながら——、『原理』の本質を「小商品生産の一般理論」とも特徴づける。「小商品生産の一般理論」という言葉は、貨幣的経済理論という特質規定ではとらえきれない『原理』の深い本質理解を示すものであろう。ここでは小林は、「消費者社会の誕生」や「プロト工業化」に関わる経済史研究の進展を背景にして、『原理』の「小商品生産の……理論的分析の体系は、……直接『国富論』に先行してその成立の広い地盤を用意して、資本の前史の経済学を

5) 「最後の重商主義者」・「モネータル・ジステームおよびメルカンティル・ジステームの合理的表現」という言葉は、マルクス『剰余価値学説史』の中の表現である。

6) この観点からは、フリードリヒ・リストの体系は「原始蓄積の特殊理論」と規定される(「『原理』の国籍について」1968年, 417頁。「総説」1977年, 46頁)。なお、原始蓄積期の、ないしは原始蓄積の経済(諸)理論という言葉は経済学史のうえでの段階区分にとって、また(市民革命後の)本来の重商主義という言葉は経済政策史のうえでの段階区分にとって、有用であるとされる(「重商主義」1964・65年, 352頁)。

成熟させて」いることを指摘する。しかも小林は、『原理』と『国富論』との時代に共通する特徴として、マルクスのいう独立生産者の強力的収奪の時代ではなくて、「イギリスの労働[勤労]者階級の黄金時代」を見ることによって、『原理』と『国富論』とは「生産者大衆の富裕化という観点で、いな認識で、一貫している」こと、こうして経済学形成期の二つの体系が「いわば富裕の経済学として成立した」ことを指摘する。つまり、経済学形成期の本道が、干渉対自由という対立、貨幣的分析の有無というちがいを超えて、生産者大衆の富裕化を地盤としていることが主張され、『原理』と『国富論』との「体系の連接」が強調される（『最初の経済学体系』1985年、70-74頁）。この意味で『原理』は『国富論』と並び、またそれに先行する『最初の経済学体系』なのである（『ステュアート『経済の原理』の成立事情』1984年、170頁）。

『原理』と『国富論』とが富裕の経済学として成立した史的背景について、小林は以下の二点を指摘している。第一に、事実としては、イギリスにおいてのみ農業が資本主義化を全うしたのであり、現代に至るまで世界の農業は農民の自営が中心であること。この意味で、大陸ヨーロッパの現実を踏まえて形成され、イギリスにおける農業革命以前の認識にとどまった『原理』（『原理』における人口と農業生産力、140頁）も、また、ヨーマンリの両極分解という視点そのものをもたず（『成立』、262頁。『国富論』におけるアメリカ、291頁）、むしろヨーマンリの分解の阻止に政策的主張の重点を持ち、農業革命の結果としての大規模資本制農場の意義を強調しなかった『国富論』（『アダム・スミスにおける賃金』、153-154、203-204頁）もこうした認識の枠組みのなかにいること。第二に、原始蓄積時代における生産手段の収奪は、産業革命によるそれに比してはるかに緩慢であったこと（『先行的蓄積と原始蓄積』1988年、392頁）、以上が認識されなければならない。

さらに『著作集』後の「ステュアートと重商主義」（『最初の経済学体系』名古屋大学出版会、1994年、所収）では、ステュアートと重商主義との区別が強調される。ここでは、ステュアートは重商主義の世界からは離れたと判断される。すなわち『原理』は、貿易差額の重視に対する批判、ないしはその批判を支えうる理論を有すること、さらに「一般的要請として」保護貿易を主張していないこと⁷⁾——『原理』が保護主義と呼ぶ主張をしているのは主として初期貿易段階に限られる（『原始蓄積のなかの保護主義』1985年、XI286頁）——、そして重商主義という枠では収まらない「経済学的に……健全な観念」や「健全な経済的常識」を有すること——『原理』第2編26章の耐久性を基準とする諸財間の序列の設定は、「交換価値分析という手法の外に保たれた経済学者の良識を示すもの」（『最初の経済学体系』、31頁）とされる——が指摘されて、小林はステュアートを改めて「ポリティカル・エコノミーの最初の樹立者」と規定するに至る。この意味で晩年の小林においては、『原理』は、重商主義の世界からは距

7) 小林は、『原理』の保護主義が、チャールズ・キング以来の、高賃金を抱える先進国イギリスの国内市場を低賃金を武器とする競争相手国から守ろうとする、イギリス重商主義のもつ国民的エネルギーを欠いた「形式的主張」であったことを、繰り返し指摘している。

離を置きつつ『国富論』の世界に「膚接する」(『最初の経済学体系』, 92, 95, 102, 108, 119, 120頁), 「最初の経済学体系」なのであった。「最初の」「経済学体系」という言葉はマルクスのものであるが, 晩年の小林のいう「最初の経済学体系」の中身は明らかにマルクスを超えている。

『原理』の本質を「小商品生産の一般理論」と特徴づけるに至った小林は, 『原理』の歴史主義としての特質を指摘し, モンテスキュー『法の精神』(1748年)に対する批判者としての『原理』が, 「極めて深刻に自覚された歴史主義的方法にもとづく緊密な体系」であることを強調する。ここで小林は, 『成立』では, 農工分離という歴史過程が理論体系に乗り移るとして『原理』の体系をスミスに比して否定的に評価していた点を, むしろ肯定的に見る——正確には, 「最初の経済学体系」としてのその独自性を評価する——に至る。すなわち, 「理論の展開が歴史の展開と二重写しに」なる『原理』の体系は, 明確な方法意識と強い体系化の意思のもとに, 一方では近代社会の歴史過程を *sprit of industry* を目指す普遍史として捉えながらも, 他方ではそうした歴史が各国の *sprit of a nation* という相対主義と類型論的状况のなかで展開するというように, 規則性と情況との緊張関係のなかで近代史を把握し, それを「経験と推論との両立」という形をとって全編にわたって演繹的に展開したところに, その歴史主義的特質を見出すべきなのであった。こうして「経済法則の探求」が「歴史把握と支え合」うという構造で貫かれていることが, 『原理』の歴史主義の肝要な点であった(「ステュアートと経済学における歴史主義」1983年, 140, 159頁。「ステュアート『原理』の方法について」1994年, 『最初の経済学体系』所収, 95, 155, 156, 163頁)。

以上の『原理』の理解の変化——特質理解の豊富化——の過程は, 小林がマルクスのステュアート評価に真摯に導かれながらも, 自らが『原理』の読解を深め, 特に流通の理論に着目して自ずとマルクスの評価から離れるなかで, また『原理』の諸外国(特にアメリカ), さらにイギリスでの受け継がれ方を検証するなかで, 生まれたものであった。

こうした『原理』の理解の変化の一方で, 小林はスミス『国富論』の特質に関して以下の発言をすることになる。これは20世紀後半の時代の変化のなかで, 小林が獲得した経済学に対する認識の深化——変化ではない——に相即するものでもあった⁸⁾。小林は「経済学と後進国」

8) 小林は, 「わたくしにはミクロの価格分析から出発して GNP と雇用水準との向上を目的とする経済学への不信の念が, はじめからどこかにあった」と記している(『古典と現代』1976年, 『帰還兵の散歩』未来社, 1984年, 85, 86頁)。2011年7月23日に行われた経済学史学会関西西部会の「小林昇先生追悼シンポジウム」で, 原田哲史, 米田昇平, 田中秀夫各氏の報告は共通してこの認識の深化を指摘した。なお, 小林は「マイナス成長のすすめ」(1979年, 『帰還兵の散歩』に収録)という論稿にふれて, 杉山忠平との対談でこう語っている。「……あの文章のなかにある「シビル・マキシマム」というのはぼくのつくった言葉なんです。これは, 資源, 環境の視点から物を考えれば, そしてこの巨大生産力の時代に資源・環境とともに平等性をも守るという立場から考えれば, 当然シビル・マキシマムという考え方はあっていいので, これをイデオロギー的に考えないで, 人類生存のための必要条件だという考えが出てこなきゃならんんじゃないかと思うんです」(小林昇・杉山忠平『西洋から西欧へ』日本経済評論社, 1987年, 224, 225頁)。

(1983年)で、「スミスが基礎を築き先進国……が育て上げた経済学というものの運命」について述べ、先進国における経済学の実践的意義の喪失を指摘するとともに、途上国にとっては自由貿易体制への編入による「畸形的な国民経済」の定着を回避するためには、「スミスの経済学といえどもなお先進的にすぎる」と書いた。「スミスの交換価値分析と資本蓄積の理論とは、スミス自身の責任はともあれ、虚無的科学と無限の浪費と人間喪失と地球の破壊との時代へ扉を開いた」のであった (XI232 233頁)。

さらに晩年の小林の経済学自体に関する認識の深化は、フリードリッヒ・リスト『経済学の国民的体系』(1841年)の評価においても重点の変化をもたらす。小林のリスト論の最大の特徴は、リストの理論・政策体系の基底に『農地制度論』(1842年)を置いて理解する点にある。憲法論争期における初期リストと『農地制度論』とのつながりを重視する小林のリスト理解は、『リストの生産力論』(1948年)において、「むしろ『国民的体系』こそ、リストの本来の思想からスミスの世界観への転向であり、それは『農地制度』による還帰を必要とした」という表現を生んだ。ここでは、『国民的体系』の生産力の理論はスミスに対する独自の理論的批判となりえず、むしろスミスへの「屈服」と評価される。この場合の「屈服は……、一層深刻にはその世界観の基礎が究極においてスミスのそれと——しかも一層卑俗化されつつ——同一であった」点に求められる (110, 242頁)。

こうした小林の『国民的体系』理解は、その後のリストに関する著書——『フリードリッヒ・リスト研究』(1950年)、『経済学史研究序説 スミスとリスト』(1957年)、『フリードリッヒ・リスト論考』(1966年)——においても維持されるが、小林は『著作集』第 巻 (1978年)の「あとがき」では、「リスト研究の現代的意義」という観点からは、『国民的体系』が『国富論』の「経済学的限界、ひいては現代の正統的経済学の限界」を最も端的に批判している点を重要視する。それは第一に、『国富論』が先進国の立場からの自由貿易論であり、結局は自由貿易帝国主義としての世界支配の源泉であること、第二に、『国富論』が生んだ交換価値至上主義 (GNP主義) に対して、リストの「農・工・商業の調和と均衡」= 正常国民の理念が有効な批判の根拠となりうるからであった。日本のように工業先進国ではあっても国民経済的自立を喪失した国にとっては、これは顧みるべき基準なのであった (462 463頁)。この意味で『国民的体系』の生産力の理論は、工業力育成を課題とする途上国のための理論的武器であるだけでなく、「経済的バランスを犠牲に供して巨大な GNP を獲得した日本」にとっても拠るべき理論なのである (『リストと歴史派経済学 (序説)』1977年, 24頁)。

ただしこの場合にも、リストの全体系の基底に『農地制度論』を置くという小林のリスト理解は保持されているし、リストの生産力論がスミスの世界に包摂されるとの認識は変わらない。すなわち、『東西リスト論争』(みすず書房, 1990年)に収録された「フリードリッヒ・リストの国民経済学」(1977年)において小林は、リストは、スミスの交換価値主義を批判しつつも、GNPの増大を希求するスミスの思想とおなじ世界に属し、「やがてはスミスに包摂されるべき

方向を内蔵していた」と述べる。しかし続いて小林が言うように、「経済の先進性をその自立性の喪失によって購^{あがな}った」日本にとっては、「農・工・商の調和と均衡とを目指す『国民的体系』の主張」と、さらに、「農業と農民の自立とを尊重して農業の発展の方向に国民経済の進路を合致させようとした『農地制度論』の立言」とはともに顧みるべきものであった(31-33頁)。小林が、「『国民的体系』のリストを『農地制度論』のリストによって深めるという[40年以上にわたる]作業」のなかで「リスト研究のなかでの実践的関心の重点が、しだいにbalanced growthの問題に推移」したこと(「ヘンダースンのリスト伝に寄せて」1984年, XI129-130頁)も、また事実であった。

以上のように、晩年の小林の、スミスがその基礎を築きあげた経済学に対する認識の深化は、『国民的体系』の評価において重点の移動を生む一因になった。ここから小林は、交換価値分析に基づく資本制蓄積の経済理論の構築というスミスの経済学史上の「大きい功績」を認めつつも、「功績」の裏面をなすスミスの「原罪」を強調することになる。「『ポリティカル・エコノミー』の射程」(1978年)で小林は、スミスの農業重視の姿勢や価値形成における自然の役割の評価に対するエコロジストによる再評価の論調を、明確に否定している。「農業自体といえども……、自然のままの生態系に対してはついには破壊的なもの」である、というのが小林の基本の立場であった。『国富論』の「学史上の客観的意義」は、すでに引用した、ヤングの「食料という論点を問題の外に置き」「仕事が得られるならば必ず食料を手に入れられる」という言葉に象徴される同時代人の観念を、「交換価値分析の体系において普遍的に理論化」した点にこそ求められなければならないのである(XI91頁)。

しかしながら、18世紀後半の先進国イギリスでスミスによって基礎づけられた、交換価値分析という手続きを伴う資本制蓄積の理論体系の持つ「原罪」ということであれば、それは『成立』のなかで最も明確に、そして最も印象的に指摘されているところでもある。『著作集』に収録される前の『成立』の最後の——締め——文章が言うように、交換価値分析に基づく『国富論』の「徹底的に合理的な国際分業 自由貿易」の主張によって、後進国は食料・原料供給国に特化し、国民経済内部での諸産業の均衡を生むはずの「資本投下の自然的順序の実現は妨げられ」、自らの近代化の担い手である近代的工業の確立を失うことは、リストが批判したように明らかであった(『成立』, 298頁)。そしてこうした認識は、小林の処女作の次の言葉にも存在していた。すなわち、「市民社会の生産力の体系であるとされているスミスの経済学は、世界市場の支配者として現れた英国の新しい地位のゆえに、国民産業を保護しようとする必要から抜け出した、むしろ特異な地盤の工業主義の開花」であり、さらに、独占への批判と保護主義への批判とが一体となることでトーリー・フリー・トレードとの継承関係を誤認させる、『国富論』の「複雑な性格こそ、リストの悪闘の対象となったスミスの『理論』の実践的構造の表現なのであった」(『重商主義の解釈に就いて』1942年, 344頁)。

誤解を恐れずに言えば、スミスの経済理論についての小林の理解は処女作以降の研究のなか

で深められ豊富化されて、『成立』において最も明瞭な形で「資本制蓄積の理論体系」という経済理論史上の位置付けを与えられるに至るが、こうした理論史上の意義を持つスミスの経済理論が『国富論』成立と同時に持った政策論史上の本質的意義（＝「理論」の実践的構造）については、最初期から晩年まで小林の理解は変わらなかった。内田義彦は、小林の研究のスタイルを「政策 理論 政策というサイクルで考える」と指摘したが、小林も認めたように「適切な表現」であった（水田洋・杉山忠平編『アダム・スミスを語る』ミネルヴァ書房、1993年、150頁）。

理論史上の「功績」を相対化する政策論史上の「原罪」理解という認識の枠組こそ——それは小林の経済史研究と表裏の関係にあったと考えられる——、筆者にとっては、小林昇経済学史から受け継ぐべき大切な遺産である。

2. 『国富論』における穀物の意味（1）：地代論

『国富論』第1編11章の構成は複雑であり、その全体像を把握するのは容易ではない。だが本稿の問題関心に応じて、研究史に従いつつ、筆者の解釈を交えて以下のように要約しておきたい⁹⁾。

A. 地代は「ひとつの独占価格」であり、農業者 (farmer) が地主に地代を支払うだけの価格が成立する結果である。とすると、こうした価格の成立の成否が地代成立の成否を規定する。さて、人間の生存に必要な食・衣・住に関わる財のうち、「食料に対してはつねに多少なりとも需要がある」。人間は他の動物と同じく、食料に比例して増殖し、増加した人口は食料を需要するからである——ステュアートは、「[食料を] 需要する者は提供すべき等価物をもたねばならない。全機構の機動力となるのはこの等価物である。なぜなら、これがなければ農業者は少しも剰余を生産しない」（107頁）と記し、自らの立論の基本姿勢を明確にしていた。

9) ここでは以下の諸研究を意識している。渡辺邦博「『国富論』第1編第11章第3節「銀の価値の変動に関する余論」について」（『大阪市立大学経済学雑誌』83巻6号、1983年）。渡辺恵一「穀物法論争とスミス地代論」（『京都学園大学論集』16巻4号、1988年）。羽鳥卓也『『国富論』研究』（未来社、1990年）。羽鳥「A. スミスにおける地代と原生産物需要」（『熊本学園大学経済論集』3巻1・2号、1996年）。飯塚正朝『『国富論』と18世紀スコットランド経済社会』（九州大学出版会、1990年）。佐藤滋正「アダム・スミスの「地代」把握について」（『経済学史学会年報』28号、1990年）。野沢敏治『社会形成と諸国民の富』（岩波書店、1991年）。高哲男「アダム・スミスの「地代」論（ ）（ ）」（『広島大学経済論叢』14巻2号 - 17巻1号、1991 - 93年）。高「スミス「地代」論における「構成価格」論の意義について アダム・スミスの「地代」論（ ）」（『九州大学『経済学研究』61巻2号、1995年）。高「『国富論』第1編第11章「地代」についてのもつ意味をめぐって」（『経済学研究』61巻1号、1995年）。高「『国富論』第1編における2つの「構成価格」論」（『経済学研究』62巻1 - 6号、1996年）。新村聡『経済学の成立』第9章（御茶の水書房、1994年）。稲村勲『『国富論』体系再考』（御茶の水書房、2003年）。なお『国富論』第1編11章に関わる引用・参照については、長文にわたるもの以外は該当箇所の表示は省略する。

『国富論』では、需要が有効需要であるかどうかは特に問われない。その上で食料はそれへの需要によって、地代を生むに足る価格が必ず成立する、とされる——。人口はつねに食料を需要するという、この関係を逆に表現すると、食料は必ず人間、そしてその労働を支配できるということになる。すなわち、「食料はつねに、大なり小なりの労働を購買ないし支配できる」。ただしこの場合、購買・支配できる労働の量は賃金水準の高低によって異なる——18世紀になってイギリスの貨幣賃金は「著しくまたほぼ全般的な繁栄から生じた労働需要の増大の結果」上昇し、「労働の実質的報酬……つまり労働者に与えられる生活の必需品や便益品の実際の量は今世紀を通じてかなり増加している」(WN pp. 218 219. 328 329頁)¹⁰⁾——からである。しかし、「食料はある種類の労働がその地方で通常維持されている程度 (rate) [= 賃金, 生活水準] に応じて、その食料が維持しうるだけの労働量をつねに購買しうる」(WN p. 162. 245頁)。しかもほとんどの土地は、賃金がどんなに高くても、「食料を市場にもたすのに必要な労働の全てを維持するに足る以上の量の食料を生産する」。この剰余は食料生産に使用された資本をその利潤とともに回収する以上の額になる。そして、利潤とともに資本を回収した以上の剰余が地代になる。地代は、土地の豊度と位置に応じて異なる。

B. この場合の食料とは、「ヨーロッパでは、人間の食料として直接に役立つ第一の土地生産物は穀物である」から、穀物を第一に考えなければならないが、ヨーロッパの食において穀物と並んで重要なものは肉牛である。「中程度の豊度の穀作地は、同じ面積の最良の牧草地よりもはるかに多量の人間のための食料を生産する」。前者では後者よりも多量の労働が必要であるが、「種子を回収し、それに要する全ての労働を維持した後に残る剰余も、[後者よりも] 同じくはるかに大きい」——この文章は、高が言うように、「穀物のもつ再生産上のエネルギー効率の高さ」を示していると解釈すべきであろう¹¹⁾——。国土の大部分が未改良で原野の状態

10) 第1編8章「賃金について」でスミスが言うように、「あらゆる種類の動物は、その生活資料に比例して自然に増殖する。そしてどんな種類の動物も、これを超えて増殖できない。だが文明社会では、生活資料の乏しさが人間という種族の増殖に限界を設定しうるのは、低い階層の人々の間でだけである。しかもそういうことができるのは、彼らの多産な結婚から生まれる子供の大部分を死亡させるという方法以外にはない」(WN pp. 97 98. 135頁)。高が指摘するように、「文明社会になれば、直接的に人間の増殖を規制するのは生活水準のレベルであって、絶対的な食料の存在量ではない」(高「アダム・スミスの「地代」論()」122頁)。

11) 高「スミス「地代」論における「構成価格」論の意義について」(6頁)。サミュエル・ホルンダーは、穀作地の剰余が牧草地のそれよりも大きい根拠を穀作地の資本回転率が牧草地のそれよりも高いことに求めている(小林昇監訳『アダム・スミスの経済学』東洋経済新報社、1976年、420頁)。しかし、回転率が問題にされるのは価格メカニズムが働きだしてからのことであり、この箇所は「農業の粗放な初期の段階」での穀物のもつ本源的な意味に関わる議論である。要素賦存と相対価格とによる資源配分メカニズムによって、スミスの議論を解釈し切ろうとするホルンダーのスタンスでは、『国富論』における穀物の意味は明らかにならないと思われる。鈴木亮「アダム・スミスの土地所有論」(経済学史学会編『『国富論』の成立』岩波書店、1976年、212頁)も、食料生産地がつねに地代を生むというスミスの人口論的・需要論的説明の中身が「資本蓄積に規定された需要論」であったと解釈するが、「初期の段階」での穀物の本源的な意味に関わる点に関しては筆者の見解は異なる。

にあり、そこで家畜が放置されていた「農業の粗放な初期の段階」においては、「肉はパンより豊富であり」、パン1（重量）ポンドは肉1（重量）ポンドよりも価格が高い。この段階においては「穀物は一種の製造品（a sort of manufacture）」であり、穀作地の「このより大きい剰余はどこでもより大きい価値を持ち、農業者の利潤と地主の地代との両方に対するより大きい源泉となるであろう」。スコットランドのハイランド地方では、1世紀前までは、（オートミールの）パン1ポンドでさえ肉1ポンドよりも高価だった。

C. だが「国の大部分にまで耕作が広がる」段階になると事情は異なる。現在では、イギリスのどこでも肉1ポンドはパン2ポンド以上の、時には3～4ポンド分の価格をもつ。これは、穀作が広まり人口が増加し、肉需要の増加に応じるために、耕地で畜産が行われた結果である。つまりこの段階では「肉よりパンが豊富になり」、肉とパンの価格は逆転する。こうして、「農業の粗放な初期の段階」では牧草地の——単位面積当たりの——地代は低いが、「国の大部分にまで耕作が広がる」段階ではそれは高くなる。つまり、いずれの段階でも穀作地の地代（と利潤）は牧草地の地代（と利潤）を規制している。ただし穀作地と牧草地との間の地代の「均等」が生まれるのは、大国で土地利用の互換性が高く、進んだ農業段階にある「進歩した国」においてである¹²⁾。実際には、家畜の増加と土地改良とは相互依存の関係にある。「家畜がいくらでも増加しなければ [= 肥料が得られなければ]、土地の改良はほとんどありえない。だが、土地のかなりの改良の結果でなければ [= 飼料作物が得られなければ]、家畜の大きな増加は起こりえない。なぜならば、改良なしには土地は多量の家畜を養えるものではないからである」（WN p. 239. 360頁）。穀作地と牧草地との間の地代の均等と同様の事態は、肉牛以外の農作物（ホップ、果樹、野菜など）——この場合には経費の多寡、経営上の困難、収穫の不安定などの事情が価格に対して配慮される——にも基本的に当てはまる。進んだ農業段階にあるヨーロッパの国では、「穀作地の地代が他の全ゆる耕地の地代を規制する」。こうして、穀物、肉、等々の食料はつねに必ず地代をもたらず「唯一の土地生産物」である。なお、改良と耕作の拡大とともに、穀物に対する動物性食料の相対価格は上昇するが、穀物に対する植物性食料の相対価格は低下する。土地の肥沃度の上昇や役畜使用による生産性向上の結果としての植物性食料（カブ、人参、キャベツなど）の豊富化と、農業上のさまざまな改善によるその多様化（ジャガイモとトウモロコシ——それらは「穀物よりも少ない土地と少ない労働としか必要とせず、穀物よりもずっと安く市場に出される」とが生じるからである¹³⁾）。

12) 佐藤は、「進歩した国」に至るプロセスを5つの段階に区分し、そのなかに「放牧地 穀産地」、
「穀産地 畜産地」という土地利用の転換過程を組み入れて明快に説明している（「アダム・スミスの
「地代」把握について」3-4頁）。

13) 第1編8章では、18世紀を通じて実質賃金（＝「労働者が労働によって獲得できる生活の必需品と
便益品の現実の量」）が貨幣賃金の増加以上の割合で上昇したことが述べられ、穀類が安価になった
ことに加えて、ジャガイモ、カブ、人参、キャベツは30-40年前の価格の半分以上になり、全ての種
類の野菜の価格も下がったことが記されている（WN pp. 95-96. 132-133頁）。

D. 衣と住に関わる財に関しては、つねに地代を生む価格が成立するとは言えない。それらを生産する土地は、国の農工分離の状況に、つまり、それらを材料として使用する工業からの需要状況に応じて、その地代の存否が決まる。土地はその「原始未開の状態」では、人口が必要するよりもはるかに多くの衣・住の材料を提供する。そこではそれらはほとんど価値を持たないし、地代も生まれない。だが、「土地の改良と耕作によって、一家族の労働で二家族分の食料が提供できるようになると、社会の半数の人間の労働で社会全体を養うことができるようになる。そうすると、他の半数、またそのうちの少なくとも大部分は、食料以外のものを供給する仕事につくことができる」(WN p.180. 273頁) — すなわち、ステュアートの言うフリーハンズの成立である —。こうなれば、衣・住に関わる財に対する需要は、それらの輸送上の困難の克服の程度に応じて、地方・国・世界へと広がり、それに依りて価格が成立する。「食料に対する欲望は……人間の胃の腑の容量によって制限される」が、衣・住・そしてそれ以外の奢侈品に対する欲望には限りがないからである。この結果、衣・住・それ以外の奢侈品に関わる財の材料を生産する土地の地代も、食料を生産する — そしてその中でも、穀物を生産する — 土地の地代によって規定されるようになる。「食料は地代の本源的な源泉であるばかりではない。後になって地代を生じる他の [衣・住に関わる] 土地生産物の全てが、その価値の中の地代部分を引き出すのは、土地の改良や耕作による、労働の食料生産力 (the powers of labour in producing food) の改善からなのである」(WN p.182. 274頁)。「食に次いで衣と住とが人間の二大欲望である」 — 「食料さえ得られるなら、必要な衣と住を見つけるのは簡単である」 — から、食が充たされて衣・住・その他への欲望が生じる。こうして「食料は世界の富の主要部分を構成するだけではない。他の多くの種類の富にその価値の主要部分を与えるのも、食料の豊富さなのである」(WN p.192. 290頁)。

E. 以上により、衣・住に関わる財の価値は改良と耕作の進展に応じて成立・上昇するのだから、それらの価値は食料の価値との割合においては上昇する。

続いてスミスは、穀物が全ての財の中で — 貨幣材料である銀よりも — 最も正確な価値の尺度であると主張する。これは、第3節の「過去4世紀間における銀の価値の変動に関する余論」のなかでの議論と一体となっておこなわれる。スミスは既に、第1編5章において、遠く離れた時点間で等量の労働を購買する上では、金銀その他の財よりも、穀物の一定量の方が優れていると述べていた。その際に、社会の状況が前進的か停滞的か衰退的かによって「労働者の生活資料、すなわち労働の真の価格」は非常に異なるので、等量の穀物でも等量の労働を購買・支配できないこと、つまり、国の社会状態の違いによって、一定量の穀物が支配できる労働量は異なることを指摘していた。また同一国でも、穀物の貨幣価格は年々変動するが、労働の貨幣価格は穀物価格の変化とともに毎年変動するものではなく、穀物の「平均価格または通常価格」に適應するものであるから、一定量の穀物は年々の場合には (つまり毎年) 等量の労働を購買・支配できないことも指摘していた。

F. だが特定の国の、長期にわたる改良の段階を対象とする場合には、穀物は最良の価値尺度である。あらゆる社会の段階において、穀物は人間の労働の生産物であり、平均すれば穀物供給は穀物需要に適合するように調整される。「そのうえ、改良のあらゆる段階において土壌と気候に変化がなければ、平均すれば、等量の穀物の生産にはほぼ同じ量の労働、同じことだが、ほぼ同じ量の労働の価格を必要とするであろう」。なぜなら、耕作の改良による労働生産力の上昇によって、一定量の穀物生産に要する労働の量は減少するが、穀物生産に不可欠な家畜の価格は、C. でみたように上昇するので、その分は多少なりとも相殺されるからである。こうして「社会の [特定の国の] あらゆる状態において、また [特定の国の] あらゆる改良の段階において、等量の穀物は他のいかなる等量の土地生産物よりも、いっそうよく同じ量の労働を代表し、また同じ量の労働と等価になるであろう」¹⁴⁾。しかも「穀物は……あらゆる文明国において労働者の第一の生活資料をなしている。農業の拡張の結果、あらゆる国の土地は動物性食料よりもはるかに多く植物性食料を生産する。そして労働者はどこの国でも、最も安価で最も豊富に存在する健康に良い食料 (wholesome food) でもつぱら生活する」(WN pp. 206-207. 309-310頁)。肉は、賃金が最も高い国を除けば、労働者の生活資料のわずかな部分をなすにすぎない¹⁵⁾。

以上のスミス地代論の展開について、以下の点を指摘しておく必要がある。

第一に、ここでの「地代」は資本制社会 (= 文明社会) における地代のみが分析の対象とされているのではない。A. では地主・農業資本家・農業労働者という資本主義における三階級を前提にした表象から議論が始められるが、議論の展開の中で、「農業の粗放な初期の段階」での「地代」もが対象になる。全体として、農工分離が未成熟の「初期の段階」から、それが進み土地の耕作と改良が広まった「進歩した」段階である文明社会に至るまでの過程が、食と衣・住とに対する人間の根源的で普遍的欲望順位に基づいて、食と衣・住の材料とを生産する土地の地代の成立根拠をそれらの価格の成立・変動を通して——そして、食の中では、穀物に対する肉の相対価値の長期的 = 歴史上昇傾向として¹⁶⁾——説明されている。

14) 労働が実質的価値尺度であり、穀物は「近似的に普遍的価値尺度」である (新村『経済学の成立』295頁)。

15) 第5編2章の次の言葉もみよ。「食肉に対する税はパンに対する税よりも、さらに広くおこなわれている。もっとも、肉がどこでも生活必需品であるかどうかは疑問であろう。穀類とその他の野菜類が、ミルク、チーズ、バター、またバターのないところでは油を補えば、肉などなくても、最も豊かで、最も健康的で、最も栄養に富み、そして最も元気のでる食事になりうることは、経験上知られている。ほとんどの場所では、体面上誰もが、麻のシャツを着たり革靴をはいたりする必要があるが、これと同じように、誰もが肉を食べる必要がある、などというところはどこにもない」(WN p. 876. 308頁)。

16) 飯塚『『国富論』と18世紀スコットランド経済社会』(51-52頁)。渡辺邦博「『国富論』第1編第11章第3節「銀の価値の変動に関する余論」について」(72-74頁)は、「初期の段階」では自然の生産物であったが、次第に人間の生産物に転化していく家畜の価格こそが、社会進歩のパラメーターであることを明らかにしている。

第二に、A. でも指摘したように、食の中の穀物については、価格成立の根拠が人間の根源的欲望に置かれている。つまり、土地耕作に従事する人間の数以上の人間を維持しうる穀物量を産出する土地の生産力を前提にしたうえで——そしてそれが「労働の食料生産力」として現れる——、穀物への需要の普遍的存在を根拠にして、地代を生むに足る価格の成立が説かれている。他方、食の中の肉さらにホップ・果樹・野菜に関しては、穀作地地代と牧草地地代との間の均等の説明において、またホップ・果樹・野菜園の地代成立の説明において、土地の用途代替や投資コストの多寡や収穫の不安定などを組み込んだ価格メカニズムによる説明が行われている。こうしてみると、人間の根源的な欲望を基礎において、穀物についてはつねに地代を与えるに足る価格の成立が説明され、さらにその系論として価格メカニズムに基づいて肉、その他の食料の価格成立が説かれ、そして耕作と改良の進展すなわち農工分離の進行につれて、価格メカニズムの作用の範囲が衣・住に関わる財にまで拡張し、土地耕作と改良が全面的に進んだ——究極の——文明社会においては価格メカニズムが十全に働き、各用途間の土地の地代が均衡すると想定されている、と言える。穀物の価格成立根拠と、それ以外の食料、衣・住に関する財の価格成立の根拠とが区別され、そして前者を基礎において後者が説かれていることに留意すべきである。

第三に、羽鳥によって「発生的接近方法」と名付けられ、また高によって「「人類史的」とも呼びうる普遍的で根源的な自然の法則をみすえて立論」したと性格づけられた、こうしたスミスの地代の説明において最も特徴的なのは、やはり、食の中でも穀物の扱いである¹⁷⁾。A. でみたように、穀物はそれ自身が需要創出力を持つから地代を生むに足る価格を成立させるという主張であるならば、その需要の意味が問われねばならない。また、人間は穀物（食料）がなければ生きていけないという根源的な事実の裏返し表現であるとしても、それがなぜ地代を生む価格を成立させるのかも問われねばならない。ほとんどの土地は、賃金が高くても、「食料を市場にもたらすのに必要な労働の全てを維持するに足る以上の量の食料を生産する」としても、それがなぜ資本と利潤の回収分を越える地代の成立になるのか、説明はない。

スミスはむしろ、資本制以前の現物地代を表象して物理的に「地代」成立を確認し、そこから文明社会の穀作地地代の成立を説明しようとしたと思われる。スミスは、穀物の中の米についてこう述べる。すなわち、「米作地は最も肥沃な穀作地よりもはるかに多量の食料を生産する」。二期作がおこなわれ多くの労働が投入されるが、「この全ての労働を維持した後に残る剰余は、[穀作地よりも] はるかに大きい」。したがって米が人々の常食である「米産国では、小麦生産国よりも大きい剰余からの大きい分け前が地主の取り分となる」——ただし、米作地はそれ以外の食料生産地との互換性はないから、米産国でも米作地の地代が他の土地の地代を規

17) 羽鳥「A. スミスにおける地代と原産物需要」(21頁)。高「[『]国富論：第1編における2つの「構成価格」論」(51頁)。稲村は、スミスが商業社会における農・工分業関係を媒介する位置に穀物(生産)を位置づけている、と指摘する([『]国富論：体系再考、64, 72頁)。

制することはない——とされていることから、そうした推測は根拠づけられる。さらにスミスは続けて、小麦とジャガイモという「二種の植物のそれぞれから得られる食物、すなわち固形栄養分 (the food or solid nourishment)」を比較すると、同一面積のジャガイモ畑は小麦畑の3倍の「固形栄養分」を産出し、しかもその耕作にはより少ない労働でたりるので、ジャガイモが「人々の普通に愛好する食物性食物」になれば地代ははるかに上昇する、と述べている (WN pp. 176 177. 266 268頁)。「地代」の根拠は、資本家、さらには地主の存在を捨象して、「食物、すなわち固形栄養分」を摂取する人間の労働の土地への投入とそこからの産出との類比で理解されているのである¹⁸⁾。

筆者としては『国富論』の以上の問題点を指摘するにとどめざるをえないが、こうした問題点に立脚しつつスミスが主張したかった点の解明に意義を見出したい。

この点については高の研究が参考になる。高の立論全体は理解しづらい箇所もあるが、筆者は以下の高の主張に注目したい。すなわち、「スミスが穀物生産の拡大を「文明社会」成立の基礎条件とみなした究極の根拠は、[牧畜に比して大きい] 資本コストを考慮したとしてもなお、あらゆる人間の「食料」のうちで「穀物」こそが「維持しうる労働量」を基準にみた投入産出のエネルギー効率が最大である「自然」の産物であること、つまりは「地代になりうる剰余」が最大の生産物だという生物学的「自然」の認識にあった。労働＝人間を再生産するためのエネルギー効率としてみると、穀物こそもっとも効率的な「食料」だという認識なのである。「維持しうる労働量」を基準にみて最もエネルギー効率が低い財である「穀物」を生産した場合に得られたであろう「地代と利潤」が、「耕作された土地」全ての「地代と利潤」を規制すること (= 均等化すること) を通じて、エネルギー効率の低い他のさまざまな食料や他のすべての土地生産物の生産量が決まり、結果的に、土地生産物全体が「維持しうる労働量」とそれが「購買しうる労働量」との均衡的拡大という意味での分業のいっそうの進展が、社会構造的に保証されるという理解なのである。高級財の生産と消費の拡大 (= 生活水準の向上) をともないつつさらに人口の増加をもたらすという意味での「経済成長」のプロセスが、「穀物」生産の進展を基軸にした「つねに地代をもたらす土地生産物」多様化の過程として、理論的に解明された¹⁹⁾。

18) 第5編1章では、シナ、インド、その他のアジアの国々では、主権者の収入はほとんどすべてが土地の生産物に比例する地租からなっているのに対し、「ヨーロッパではどこでも、主権者の収入が主として地租つまり地代から生ずるところはない」(WN p. 730. 65頁)、と述べられている。ここでも、米作国アジアと小麦生産国ヨーロッパとの地代の割合のちがいに基いて議論が組立てられていると解しうる。スミスは、イギリスでは土地生産物に占める地代の割合を3分の1以下とみている(cf. WN pp. 184, 334, 823. 279, 523, 217頁)。またスミスは、古代エジプトと並んで、シナ、インドは重農主義的政策をとっていると解するが、シナの主たる国家歳入は全土地生産物の10分の1であり、東インド会社の支配する前のベンガルではそれは約5分の1であったし、古代エジプトの地租も5分の1であったと記している(WN pp. 679ff, 838. 500頁以下, 240 241頁)。

19) 高『国富論』第1編における2つの「構成価格」論(54 55頁)。穀物が最もエネルギー効率の高

高の言うように、穀物こそ、人間を再生産するためのエネルギー効率のうえで最も効率的な食料であるという認識に基づいて、他の食料、衣・住に関わる財の生産のプロセス——つまり社会的分業の拡大過程——を、価格メカニズムという手法を通して説明したところに、スミス地代論の意義をみるべきであろう。したがって、やはり高の言うように、社会的分業の拡大がもたらす富裕が実質賃金（生活水準）を引き上げることで、労働者の生活資料に占める穀物の割合は低下し、「一定量の穀物が購買または支配しうる労働量」は減少するが、このこと自体は、穀物こそ、人間を再生産するためのエネルギー効率のうえで最も効率的な食料であるという認識が、富裕な文明社会では相対的に目立たなくなり隠されたにすぎないのである²⁰⁾。富の増大と生活水準の上昇のなかで、低下の傾向を示す穀物の位置にもかかわらず、文明社会の根底に人間の維持・再生産の基本原則が貫いていることを見落としてはならない。

第四に、F. でみたように、労働者の生活資料に占める穀物の位置が大きいことを根拠にして、特定の国においては、その発展のあらゆる段階で、一定量の穀物は一定量の労働を最も近似的に支配することが述べられる。ここでも、『国富論』段階における文明社会の基底に置かれた穀物の地位がなお高いことを理解すべきである。ただしこの場合、特定の国の長期にわたる労働量の支配の点で、穀物が最も適した価値尺度であることが述べられているのであり、後にみるように、短期の（毎年の）価格変化をこうむる穀物の同一量が、硬直性を有する賃金＝労働の同一量を毎年支配できるわけではないことに留意しておきたい。

さて、第1編11章は銀の価値の変動とも関連させて、穀物輸出奨励金も批判するが、その本格的展開は第4編5章「奨励金について」でなされる。穀物貿易に関説した第4編2章と合わせて、そこでの穀物に関する議論をみてみよう。

い食料であることは、ピーターセンの研究が要約したように多くの論者によって確認されている。ブローデルが1780年ごろのパリ市場でのコストに対するカロリー比で示した数字によると、穀物は肉の11倍、卵の6倍、バターの3倍の値をもつ (Christian Petersen, *Bread and the British Economy, c1770-1870*, 1995, p. 15. フェルナン・ブローデル『日常性の構造1』村上光彦訳、みすず書房、1985年、167頁)。ブローデルは、4人家族の年小麦消費量を12ケンタルとし、労働者1人の年間労働時間を3000時間として、1ケンタルあたりの労働時間が100時間を超えると生活困難、200時間になると危険水位、300時間は飢饉としている。またピーターセンは、各種穀物1(重量)ポンドから得られる純エネルギー価値に関してジャスニ(N. Jasny)が算定した、小麦100に対してライ麦85、大麦83、オート麦77という数字を掲げている (*ibid.*, p. 26.)。Ch. スミスは、イングランドとウェールズでは、1689年以降小麦パンが庶民の食物になってきたが、1764年現在においても小麦パンが人々全体の食料になったとはとても言えないと述べ、600万人と想定した人口のうち375万人が小麦パン年1クォータを、89万人が1クォータ1ブッシェルのライ麦、74万人が1クォータ3ブッシェルの大麦、62万人が2クォータ7ブッシェルのオート麦を食べると想定している (Ch. Smith, *op. cit.*, pp. 161, 205)。この数字は、ジャスニの数字と整合している。つまり、純エネルギー効率の小さい穀物ほど1人が1年に消費する穀物量は大きい。

20) 高「アダム・スミスの「地代」論()」(243-244頁)。

3. 『国富論』における穀物の意味（2）：穀物輸出奨励金批判

『国富論』の穀物輸出奨励金をめぐる議論の背景について簡単にみておく。スミスが批判した穀物輸出奨励金は直接には、1689年の法律により小麦については、1クォータ48シリング以下の時にはクォータ当たり5シリングの輸出奨励金を与えるというものであった。また輸入関税についても1669年法によって、小麦価格が44シリング以下の時には2シリングの、44シリング以上の時には4ペンスの税を課することが定められ、その後関税額は引き上げられ、1773年法では44シリング以下の時には22シリングの関税額を基点に、価格に応じて関税額が変動する輸入関税を課していた。だが、イギリスは1765年までは小麦の輸出国であり、小麦輸入は1697～1773年の間の総合計でも150万クォータにすぎず——うち100万クォータは1765～73年の間の輸入——、また不作で小麦価格が上昇した時には輸入関税は停止されたから、輸入関税が問題となることはほぼなかった。ただし、輸入関税は輸出奨励金目当ての再輸出²¹⁾を防ぎ、奨励金制度自体を維持するためには必要であった。こうして、『国富論』が問題とする——穀物貿易を制限する——穀物法に関しては、輸出奨励金が主な問題であった²²⁾。また穀物輸出に関しても、それが急増するのは1730年代からであり1750年には小麦輸出の最高値95万クォータを記録するが、この時あたりから穀物法問題への関心は一挙に高まる。輸出奨励金のための国庫負担の急増が問題となったのである²³⁾。

さらに、主に国内穀物取引に関する規制と関連して、E. P. トムソンが提起した労働貧民の「生存権」としてのパンの保証という「モラル・エコノミー」の主張が、I. ホントとM. イグナティエフによって、フランスを含めた全ヨーロッパ的背景のなかで位置づけ直されている²⁴⁾。ケネー (François Quesnay) の主張に基づく1763・64年の国内穀物取引の自由化と穀物輸出の、一定の枠の中での自由化とは、穀物を他の商品とは異なる「共有財産」・「政治的」商品としてみなし穀物市場の「ポリス (police)」= 規制をおこなってきた、従来の制度を改変する

21) この点は『国富論』が指摘するところである。すなわち「奨励金もしくは戻税を得るために、財貨を船積みして一旦出航しておき、すぐその後でこの国のどこか別の場所で密かに再陸揚げされることが時々あるのは、周知のとおりである」(WN p. 882. 318頁)。

22) Cf. C. R. Fay, *The Corn Laws and Social England*, 1932, chap. 2.

23) Cf. D. G. Barnes, *A History of the English Corn Laws 1660 1846*, 1930, reprinted in 1965, chap. 3.

24) I. ホント・M. イグナティエフ「『国富論』における必要と正義」(ホント・イグナティエフ編『富と徳』水田洋、杉山忠平監訳、未来社、1990年、所収)。イシュトファン・ホント「貿易の嫉妬」(田中秀夫監訳、昭和堂、2009年)序文、第6章。音無通宏「モラル・エコノミーとポリティカル・エコノミー」(『経済学史学会年報』36号、1998年)。竹本洋『『国富論』を読む』(名古屋大学出版会、2005年)。松浦義弘「食糧と政治」(『思想』2011年3月)。竹本『『国富論』を読む』第1章「穀物と民衆」は必読である。

ものであった。ケネーの認識では、穀物取引の自由化は穀物の「良価 (bon prix)」をもたらすし、穀物価格の安定と農業生産の向上とを結果する。「豊富であつても無価値ならばそれは決して富ではない。高価であつても欠乏するならばそれは貧困である。高価を伴う豊富であつて初めて富裕である。私は、この高価と豊富とを永続的たるべきものと解している」、穀物取引の自由は穀物の高価に限界を置き、穀物の良価はそれに応じた賃金増加を生む（『穀物 (経済学)』島津亮二・菱山泉訳『ケネー全集 第二巻』有斐閣、125-128頁）、というのがケネーの確信であった。ところが未整備な流通組織のなかでの穀物商人の買い占めによって、1768年には年平均小麦価格は自由化以降ほぼ2倍以上に上昇し、賃金上昇はそれに追いつかず食料一揆が急増した。そのなかで1770年に穀物取引自由化は廃止される。そして74年に財務総監に就いたチュルゴは再び自由化を宣言するが、75年の「小麦粉戦争」と呼ばれる食料一揆のなかで、『国富論』が出版される1776年に失脚することになる

『国富論』での、穀物輸出奨励金ならびに国内取引規制に対する批判に関しても研究の蓄積がある²⁵⁾。従来の研究史にしたがって、また筆者の解釈も交えて以下のようにスミスの議論を要約しておく。

A. 付加価値の高い工業製品は輸送が容易であり、それらの自由貿易は国内製造業に大きな打撃を与えうる。「だが土地の原生産物については、最も自由な輸入がおこなわれても、自国農業にこのような影響を及ぼすことはありえない」——逆に言うと、「穀物はそのままの形で輸出困難だが、……完成製造品の形で事実上輸出され、世界の果てまでも容易に送られる」(WN p. 409. 49頁) ——。輸送コストの大きい畜牛はもちろん、「外国産穀物を自由輸入してさえ、大ブリテンの農業者の利害にはほとんど影響はありえないであろう。穀物は、食肉よりもはるかに高張る商品である。小麦1 (重量) ポンドが1ペニーするということは、肉1 (重量) ポンドが4ペンスするという程の高値である。穀物が著しく不足した時でさえ、輸入された外国産穀物が少量であったことは、穀物の最も自由な輸入でさえ少しも恐れる必要がないことを、わが国農業者に確信させるであろう」。Ch. スミスが記したように、年平均輸入量は年消費量の571分の1にすぎない。しかも穀物輸出奨励金は、豊年の剰余を輸出させることで在庫を減らし、凶年の輸入を増加させる。輸出奨励金がなければ穀物輸出は減るだろうから、輸入が現在よりも減ることは確実である (WN pp. 459-461. 126-129頁)。

B. Ch. スミスは1689年の穀物輸出奨励金の意義を評価し、この制度によって穀物輸出は増大し、穀物に関する貿易収支黒字総額は奨励金支出総額を大きく超過し国に利益を与えた、と主張している。これはまさに「真の重商主義の原理」に基づいた主張である。この場合 Ch.

25) ここでは以下の研究を念頭に置いている。渡辺恵一「穀物法論争とスミス地代論」(前掲)。羽鳥「アダム・スミスと輸出奨励金」(『三田学会雑誌』83巻4号、1991年)。菊池壮蔵「アンダソン『考察』のスミス批判と『国富論』増訂問題」(早坂忠編『古典派経済学研究』雄松堂出版、1994年、所収)。新村聡『経済学の成立』第9章(前掲)。

スミスは、奨励金のために生産性の低い投資が行われ、その時点での資本の蓄積が阻害されたことを考慮していない。確かに、17世紀末から1764年まで穀物価格は低下し続けている。穀物の平均価格は、17世紀には今世紀よりも高かった。「これは、今日では然るべき疑問をはさむ余地のない事実である」(WN p. 93. 129頁)。こうした事態が輸出奨励金と同時に起こったために、奨励金は国外市場を開くことで穀物生産を刺激し、また奨励金がない場合よりも高い価格を保証することで穀物生産を刺激し、「こうした二重の奨励は長年の間には穀物生産を増大させ、この結果、この期間の最後の農耕状態のもとでは、奨励金が穀物価格を騰貴させるよりもはるかに大きな程度で、国内市場での穀物価格を低下させる」という主張が生まれている——こうした主張は、Ch. スミスの他に A. ヤング、ステュアートらによってなされている²⁶⁾。『国富論』は直接にヤングの主張にはふれていないが、スミスが批判の対象とした主張の論点を明確にするために、ヤングの主張を以下に紹介しておく。すなわち、イギリス農業者が享受している多くの恩恵のなかで、最も重要なものが穀物法である。それによって、国内穀物価格がそれほど高くない時には外国穀物の輸入が禁止され、国内穀物価格が一定以下の時には輸出奨励金が賦与される。「これは最も注目すべき政策上の偉業のひとつである」。その目的は穀物価格引上げであったが、その実際の結果は穀物価格の大きな低下であった。この点は、この間の貨幣価値の低下と穀物を除くすべての商品の価格上昇という事実を考慮しない人には、十分に理解できないことであるが、貨幣価値の低下を考慮に入れると、「小麦価格の低下が極めて大きいことが理解されるであろう」。だが小麦価格の低落がどうして農業を奨励しえたのか。それは、穀物法が「価格により大きな安定」を与えたからである。1741～56年にかけて豊作が続いた時期に、輸出奨励金がなかったならば、農業者は小麦の作付を停止し、その後には価格の暴騰が起ったはずであった。総じて「われわれの政策 (police) の目的は、生産者のために穀物があまりに低く下落しないようにしつつ、消費者のために適度な価格を維持することである」(A. Young, *Political Arithmetic*, pp. 29 31, 278) ——。

さてスミスの議論に戻ろう。A. でみたように、輸出奨励金は豊年には輸出を人為的に増加させ、凶年には豊年の剰余による不足の緩和を困難にするから、奨励金が穀物価格を低下させる効果をもつはずがない。反対に、「豊作の年にも、不作の年にも、奨励金は必然的に、国内市場での穀物価格を、それが無い場合よりも幾分か高くする傾向がある」。にもかかわらず、この間、穀物価格の低下が生じたのは——第1編11章「銀の価値の変動に関する余論」でみたように——奨励金の結果ではなくて、奨励金による価格引き上げ効果を相殺する以上の銀価値の上昇があったからである (WN pp. 506 508. 205 207頁)。

26) 小林昇も同じ理解をしている。「名誉革命の翌年から実施された……農業保護……は、小麦をイギリスの重要輸出品目(毛織物につく)とするほどその生産を増加せしめ、その結果それに比較的安定した価格を与えて、この期にあっては、一応、労働者と資本家との双方に利益を与えた」(『アダム・スミスと重商主義』1954年、406頁)。

C. 穀物輸出奨励金は、国内市場を犠牲にして国外市場を拡大する効果をもち、この点で国民に二重の税を課す。第一に、奨励金を与えるために国民が負担する税、第二に、奨励金による穀物価格引上げのために、国民全体が穀物消費に余分に支払わねばならない金額 (= 税) がそれである。輸出奨励金のために年30万ポンド以上も国庫から支出されたこともあるが、Ch. スミスが言うところでは国内消費量は輸出量の31倍であるから、第二の税の方が圧倒的に有害である。こうした穀物価格の上昇は、貨幣賃金がそれに応じて増加しない場合には、労働者の生活水準を引き下げ、人口増加を抑制する。貨幣賃金を増加させる場合には、雇用労働者数を減少させ産業を抑制する。いずれの場合も「国の人口と産業を抑制することによって、結局は、国内市場の漸次的拡張を妨害抑制し、こうして長期的には、穀物に対する市場総体と消費量を増大するどころかむしろ減少させる傾向がある」から、輸出奨励金が穀物生産を奨励することはありえない (WN pp. 508 509, 523. 207 209, 231頁)。

D. だが奨励金による穀物価格の引き上げは農業者・地主に利益をもたらし、この結果穀物生産を奨励する効果を持たないのか。「もし奨励金が穀物の真の価格 (real price) を騰貴させるのなら、つまり、奨励金 [による穀物価格上昇] の結果、農業者が、[価格総額としては増大した] 同一量の穀物でもって、[同じ社会の] 近隣の他の労働者が [社会状態のちがいに応じて] 豊富か、適度か、辛うじてか (liberal, moderate, or scanty) の程度に普通に維持されているのと同じ仕方で、[従来] より多くの数の労働者を維持できるのなら、その通りかもしれない。だが奨励金はもちろん、人間が作るその他のいかなる制度といえども、こうした効果を決してもちえないことは明白である。奨励金によって、かなりの程度の影響を受けるものがあるとすれば、それは穀物の真の価格ではなくて名目上の価格である。

「奨励金の真の効果は、穀物の真の価値 (real value) を引き上げるといっても、銀の真の価値を低下させることにある」。なぜなら、まず「穀物の貨幣価格は労働の貨幣価格を規定する」。労働の貨幣価格は、社会の状態が進歩的か、停滞的か、衰退的かによって水準は異なるが、「つねに、労働者が自分とその家族を維持するに足りるだけの穀物を購入できるものでなければならない」からである。さらに次いで、穀物の貨幣価格は「土地から生ずる [工業品の原料を含む] 他のすべての原産物の貨幣価格を規定する」。第1編11章でみたように、土地改良のあらゆる時期を通して——改良の段階に応じてその比率は異なるにせよ——、後者は穀物価格と一定の比率を保つからである。こうして穀物価格は、労働と原材料との価格の両方を規定することで「完成工業品」の価格をも規定する。穀物価格の上昇はその国の物価水準を上昇させる、つまり銀価値を低下させるのである (WN pp. 509 510. 209 210頁)。

E. こうしてみると、奨励金による穀物価格の上昇は、農業者にも地主にも利益を与えない。穀物価格上昇により一定量の穀物の価格総額は増加するが、穀物価格上昇に応じて貨幣賃金は——社会状態によってちがいはあるが、結局は——上昇するから、一定量の穀物が「維持した雇用しうる労働量を増加するのではない」。したがって耕作が進むわけではない。一定量の

穀物は「それと交換される銀の量を増加するだけ」のことであるから、地主の生活が大きく改善するわけでもない。国外では、イギリスの輸出奨励金による穀物価格引き下げを通じてその国の物価水準は低下する。したがって、イギリスが輸入する外国品価格の低下は利益にはなるが、農業者の消費のほとんど全ては、また地主の消費の圧倒的大部分は国産品であるから、一定量の穀物の価格総額の増加によって、彼らの所得が実質的に増加したわけではない (WN pp. 510, 514-515, 211, 216, 219頁)。

F. 「自然が、穀物とその他のほとんど全ての種類の財貨との間に設けた、大きな、しかも本質的な差異 (the great and essential difference which nature has established between corn and almost every other sort of goods)」というものを、われわれは理解しなければならない。「そもそも事物の本性上 (the nature of things)、穀物には、その貨幣価格を変えただけでは変更しえない真の価値というもの (a real value) が刻印されている。どんな輸出奨励金も、またどんな国内市場の独占も、この真の価値を高めることはできない。また最大限の自由な競争 [= 穀物自由貿易] も、この価値を低めることはできない。世界を通じて一般に、穀物の真の価値は、この穀物が維持しうる労働の量に等しい。また特定の場所においては、この価値は、穀物がある場所で労働を豊富か、適度か、辛うじてか、ともかく普通の仕方でも維持できる労働の量に等しい。毛織物や亜麻布は、他の全ての商品の真の価値を究極的に測定し決定する規制的商品 (the regulating commodities) ではないが、穀物はその規制的商品なのである。他のあらゆる商品の真の価値はその平均貨幣価格が穀物の平均貨幣価格に対して持つ比率によって、究極的に測定され決定される。穀物の真の価値は、時として世紀から世紀にかけても起こる穀物の平均貨幣価格の変動とともに変化するものではない。この [穀物の平均貨幣価格] 変動とともに変化するのは銀の真の価値なのである」 (WN pp. 515-516, 218-220頁)。

以上は、主に、穀物の外国貿易ならびに輸出奨励金に関するスミスの議論である。ここでは以下の点を指摘しておきたい。

第一に、穀物は、その価格変動によっては変えられない、自然が刻印した「真の価値」を有するとされており、その究極の根拠は、一定量の穀物が一定量の労働を維持する = 支配する点に求められている。もちろん社会状態のちがいによって国の賃金水準は異なる。第1編8章で述べられたように、労働需要は国の収入と資本に比例して増加し、賃金水準の上昇をもたらすのは収入と資本の現存量ではなくてその増加率である (WN pp. 86-87, 118頁) から、収入と資本の増加率に応じて国の賃金水準は決まり、労働者が維持される程度が「豊富か、適度か、辛うじてか」ということになる。だが、こうした国の状況によるちがいはあるにせよ、「世界を通じて一般に」、一定量の穀物は必ず一定量の労働を維持する = 支配するのである。ここでは、人間は食料なしには生きてゆけないという根源的な事実を前提にして、穀物こそが人間 = 労働の再生産のうえで最もエネルギー効率の高い食料であることを基点とした第1編11章地代

論の議論が、穀物輸出奨励金批判のなかで再確認され具体化されて、穀物は自然が刻印した「真の価値」を有する、と表現されている。

ただしここで注意すべきは、一定量の穀物は必ず一定量の労働を維持する = 支配すると言われる場合には、長期の関係について言われていることである。短期的にはそれは当てはまらない。すなわち、同一量の労働を投じて生産される穀物量は年によって大きく異なるから、穀物価格の動揺は大きい (WN pp. 132 133. 193頁)。そして豊作で穀物価格が低下する年には、一方では、労働者は農業者から独立しようとするし、他方では、豊作によって「使用人の維持に充てられる基金が増加することで、特に農業者はより多くの数を雇用しようとする。この場合には、農業者は、市場で穀物を低価格で売ることよりも、多少とも多くの労働使用人を維持することによって、いっそう多くの利潤を [労働増によって増加した] 自分の穀物から期待する」。労働需要は増加し、労働供給は減少する。したがって、「労働の価格は穀物が安価な年にしばしば上昇する」(WN p. 101. 141頁)。不作の年には逆のことが起きる。特にイギリスでは穀物価格と賃金の変動の不一致が起きる条件が強い。前節でみたように、文明社会になり実質賃金が高くなって労働者の生活の中での穀物の位置が低下すればするほど、こうした不一致は起こり易い。すなわち、夏季賃金と冬季賃金の区別があるが、冬季には生活維持費がかさむにもかかわらず、前者が後者よりも高いことが示すように、賃金水準は労働者が家族を養うのに必要な生活資料を上回っていること、食料品価格は月ごとにしばしば変動するが、賃金は半世紀も変わらないことがあること、パンと食肉との価格は、年々の変動は大きい地域差は小さいのに対して、賃金は、年々の変動は小さいが地域差は大きいこと、穀類はスコットランドではイングランドよりも実質的に高価であるが、賃金は前者の方が安価であること (WN pp. 91 93. 124 128頁)、以上の事情を考えれば、短期的には穀物価格の変動と賃金変動が一致しない、また反対の場合もありうることは明らかである。

だが、「だからといってわれわれは、食料品価格が労働の価格になんの影響も与えないと想像してはならない。労働の貨幣価格は、労働に対する需要と、生活の必需品と便益品の価格という二つの事情によって、必然的に規制される」。豊年には穀物価格は低下するが、労働需要は増加する。凶年には穀物価格は上昇するが、労働需要は減少する。これら二つの事情は相殺し合う。「これは、至る所で、なぜ労働賃金が食料品価格に比してこんなにも安定的で永続的であるのかということのひとつの理由であろう」(WN pp. 103 104. 145 147頁)。以上から明らかのように、短期的には不一致が生じるものの、長期的には、一定量の穀物は一定量の労働を支配する。穀物に対する人間の根源的需要に基づく穀物による労働の支配は、事の性質上長期的に妥当し、こうして穀物によって支配された労働は一定の価値を生むので、穀物はその価格に関わらない、「真の価値」をもつのである。

第二に、穀作地が牧草地、他の食料生産地、そして衣・住に関わる材料生産地の地代を規定することを明らかにした地代論での議論を基礎にして、穀物価格が土地からの他の生産物の価

格と労働の価格との両者を規定することを通じて、その国の物価水準を規定するとされている。そしてこれを論拠にして、穀物輸出奨励金創設以降1764年までの穀物価格の低下傾向を、奨励金制度に求める見解が批判されている。第1編11章のなかの「銀の価値の変動に関する余論」は、1689年以降の時期については、奨励金制度のないフランスをも含めたヨーロッパの市場全般に起こった銀の価値の上昇による、ヨーロッパ的穀物価格の低下を証明しようとした。他方でスミスは、1765年以降の穀物価格の上昇の原因を銀の価値の低下ではなくて天候不順に求めている。すなわち「最近の10～12年間における穀物の高価格は、確かに銀の真の価値がヨーロッパ市場で低落し続けているのではないかという疑いを引き起こしたが、……[それは、異常な天候不順という] 永続的ではなく一時的な特別な出来事とみなされるべきである」²⁷⁾ (WN p. 217. 326頁。また p. 258. 389頁)。ここでもスミスの関心は、あくまでも穀物価格の長期的な変動、そしてそれを基礎づける論理に関わるものであった。

第三に、穀物の自由貿易をおこなっても、輸送コストが大きいこともあり、イギリス農業に影響するほどの穀物輸入はありえない、とされている。1でみたように、イギリスでは現在国内需要を上回る穀物を生産していること、また国内農業投資の余地はなお十分に存在することを前提にして、『国富論』は穀物自由貿易を主張している。上でみたように、近年の穀物価格上昇も一時的原因によるものと理解された。スミスが、当時のヨーロッパで穀物輸入国として想定したのはオランダであった。オランダは国土の面積と住民の数からすれば、イギリスを凌ぐ「ヨーロッパ第一の富裕国」であり、「その富の全てだけでなく、必要な生活資料の大部分を [自由な] 外国貿易から得ている」。オランダは、その国土全体をもってしても「住民の生存に必要な牧草と穀物とを生産するのに足りなくなった」状態にあり、穀物に比して嵩張る牧草の生産に土地を集中し、「国民の主食である穀物は主に外国から輸入されている」(WN pp. 108, 166, 373, 497. 153, 250 251, 584, 190頁)。

ステュアートも、オランダが自ら進んで食料輸入国化したことをこう指摘している。イギリス並みの広さの国が、オランダほどの人口密度を持つならば、住民に食料を供給することは極めて困難である。しかしオランダでは、国民を養うための食料の外国依存が「国の格率」とされ、そのために国民は勤勉に励み、穀物貿易を拡大し永続化した。この結果人口は特に稠密になったが、外国貿易によって「多量の穀物を得ているので、彼らは、自分たちが欠乏を感じることもなく、しばしば隣国に [穀物を] 供給するほどである」。これは、イギリスからの輸入穀物をイギリスへ再輸出している事実からも知られる (『経済の原理』 199頁)、と。ヤングもオランダについてこう記していた。「穀物に関してはオランダは二つの利害、すなわち商業という利害と消費という利害しか持たない」。この二つの利害にとっては、「穀物は安ければ安い

27) スミスは、穀物価格上昇の原因として、天候不順に加えてもうひとつ、ヨーロッパへの穀物供給国「ポーランドの無秩序状態」をさりげなくあげているが、そこにみられるスミスのスタンスの問題性については、竹本『『国富論』を読む』(前掲)第1章3節の鋭い分析を参照。

ほど良い」。そして、イギリスもこうしたオランダのシステムに倣うべきだという主張もあるが、自分はそれに反対する。「イギリスの場合には事情はまったく異なる。われわれには、[オランダの持つ二つの] 利害のいずれとも並んで十分な注意が払われて然るべきもうひとつの利害がある。それは農業という利害であって、オランダでは全面的に問題の外におかれている利害なのである」(Young, *op. cit.*, pp. 276 277), と。イギリスはオランダとは明らかにちがう状況にあったのである。

だが、穀物の自由貿易によって輸入される穀物量は小さいから、農業者への打撃は取るに足りないとしても、自由貿易がもたらす穀物価格の低下は農業者にいかなる影響をもたらすのか。輸出奨励金による穀物価格上昇は穀物の「真の価値」を引き上げないから農業者に利益を与えないというスミスの論理からすれば、自由貿易による穀物価格低下は穀物の「真の価値」を引き下げないから農業者に不利益をもたらさない、という帰結になる。スミスはこう述べる。穀物の自由輸入は「穀物の平均貨幣価格をいくらか引き下げる傾向をもつが、その真の価値を、すなわち穀物が維持できる労働の量を減らす傾向はない」²⁸⁾。すなわち、農業者と地主の貨幣収入は減少するが、彼らの実質収入は変わらない。しかも「どこの国でも、国内市場は……穀物にとって最大にして最重要な市場である」。穀物価格低下がもたらす銀の真の価値の上昇は、この国内市場を拡大し、「穀物生産を阻害するどころか奨励する」(WN pp. 535 536. 251 252頁), と。だが、穀物の「真の価値」は長期に関わる事柄であるが、穀物価格引き下げは短期に農業者に影響するはずである。同じことは、輸出奨励金による穀物価格上昇が労働者に与える影響についても言える。穀物価格上昇によって「穀物の真の価値」は変わらないにしても、賃金が直ちに上昇しなければ、労働者の生活水準は低下するはずである。この点は、特に穀物価格の上昇が顕著になった1756年以降にその数を増した食料一揆という形で現れた。

続いて、スミスの穀物法批判はその国内穀物取引に対する規制に向けられる。スミスは、国内穀物取引の自由を進めた1675年の法律を評価する。同法は、3か月以内の再販売の目的で穀物を買占める行為以外の穀物の国内取引を自由にした。この法律は「不備は多々あるとはいえ、国内市場への潤沢な供給と耕作の推進との両方に……大きく寄与した。国内穀物取引は、すべての自由と保護をこの法律によって獲得し、それを今日まで享受している」²⁹⁾ (WN p. 534.

28) スミスは第5編2章では同じ論理を労働についてこう適用する。すなわち「生活必需品の自由輸入が国内市場で必需品の平均貨幣価格を引下げるかぎりにおいては、それは労働の貨幣価格を引下げるであろうが、しかし労働の実質報酬は少しも下がることはない。貨幣の価値はそれが購入する生活必需品の量に比例する。一方、生活必需品の価値は、それと引きかえに得られる貨幣量とは全く関係がない」(WN pp. 885 886. 326頁)。

29) 18世紀のイギリスの穀物価格が、「穀物法によって政策的に意図された国内穀物供給量の安定的確保という大原則の基礎の上で、国内市場における穀物商人相互の自由競争と、自由な財貨移動を媒介にして、決定された」ことは既に確認されている(楠井敏朗『イギリス農業革命史論』弘文堂、1969年、116頁)。

249-250頁)。したがってスミスの国内穀物取引に対する批判は、第一に、1675年法以前の国内穀物取引規制の中にみられる重商主義の精神に向けられ、さらに第二に、間接的には、近年増加している食料一揆による穀物取引商人の買い占め行為の糾弾——「凶作の年には、下層の人々は彼らの難儀を穀物商の貪欲のせいにするので、穀物商は彼らの憎悪憤怒的になる」(WN p. 527. 238頁)——に対抗して、国内穀物取引の自由の拡大を主張する形をとる。

スミスによれば、「全ての文明国では、穀物は年々の消費額が最も大きい財」であり、最大の労働が投入されている財であるから、元来、少数者による買い占めは困難である。穀物取引商人の役割は、価格の上下を通じて「国民の日々の、毎週の、そして月々の消費が、その年の供給とできるだけ釣りあうようにする」ことで、最大の利潤を得ることにある。「彼らは国民の利益を考えなくとも、自分自身の利益に対する顧慮に必然的に導かれて」国民の利益を推進する。この点で国内穀物取引商人と国民の利害は一致する。この2世紀の間にヨーロッパで生じた飢饉の原因は、穀物取引商人の買い占めにはない。そのほとんどは天候不順による「真の欠乏」によるものである。「真の欠乏に伴う不便は救済できるものではなくて、緩和しうるにすぎない」。そしてその不便を最も良く防止し緩和するものが、「穀物取引の無制限で無拘束の自由」による作柄に応じた日々の消費である。しかもイギリスのような「広大な穀物生産国」では、天候不順による欠乏があっても、国内取引の自由がもたらす倹約と節約によって、平年作の時より消費量は減るにしても、平年と同じ数の国民が維持され、飢饉が生じることはない(WN pp. 524-527. 233, 235-238頁)。

スミスが唯一、国民の利害と相反する可能性があり、事実相反したことを認めたのが、穀物輸出商人の利害である。しかしその場合にも穀物輸出奨励金があったために、彼らの利害が国民のそれと相反したことが指摘される。すなわち、輸出奨励金によって、小麦1クォータが48シリングの高値の時でも奨励金が与えられたので、穀物輸出商人は国内の欠乏を尻目に穀物輸出をおこなった。「相当ひどい凶作の時にさえ」、国産穀物の一部が輸出された。だが、「諸国民全てが、自由な輸出と自由な輸入とからなる自由な制度 (the liberal system) をとるようになれば、一大大陸を分割している諸国は、一大帝国の諸州に似たものになるであろう」。そうなれば、穀物の輸出入が国内取引と同じになり、「輸出入貿易の自由は、一大大陸を分割している諸国の間でも欠乏の緩和策となり、飢饉の予防策となるであろう」。穀物輸出の完全な自由は、小国の場合には飢餓輸出になる可能性もあるが、イギリスのような「穀物生産がはるかに多いために、輸出を見込まれる穀物の数量がどれだけであっても、供給が大きな影響を受けることがめったにない国々では、穀物輸出の無制限な自由に伴う危険ははるかに少ないであろう」(WN pp. 538-539. 256-258頁)。

ステュアートは、「穀物を法外な価格にまで騰貴させるのは欠乏の恐れであって、実際の欠乏ではない」ことを強調し、例えば穀物不足分が平年の6分の1であっても、穀物価格は2倍、場合によっては3倍にも上昇すること、そして異常な穀物価格の変動は、「自然的な原因、す

なわち不作の程度」によって起こるのではなくて、穀物の買い占めに起因することを指摘し、—— スミスが言うところの—— 穀物価格の上昇をその年の作柄に比例した程度にするためには、「政府の介入」＝「商人たちの詐欺行為の防止」が必要であると主張していた。ステュアートは、Ch. スミスの言う、1697年以降のイングランドの平均的な輸入量が年消費の571分の1、平均的な輸出量がその33分の1という数値も平均値であり、実際に輸入を余儀なくされる年には、最下層の住民の消費は価格騰貴の前に最低限に減らされており、そこで彼らの食料がほんのわずかでも減少すれば「この上もない苦境」が生じるし、実際に大きな輸出がなされる年には、豊作のために価格が低下し、人間と家畜に十分な食料が与えられたのに輸出がなされるのであり、奨励金がなくて輸出ができなければ「価格を過度に引き下げて農業者を破滅させる」ことを指摘していた（『経済の原理』 105, 267-268頁）。

スミスは、穀物価格の暴騰・暴落というステュアートの短期的な懸念——そしてその短期的な暴騰・暴落が長期的にもたらす穀物生産要因に対する懸念——に対して、穀物貿易・取引の自由がもたらす穀物価格の長期的な安定によって答えたのである³⁰⁾。

4. 経済思想史における穀物

分業の展開によって社会の最下層にまで富裕が浸透する文明社会では、実質賃金の向上の中で、人間の生存を第一に支える穀物の意義は低下するように見える。だが、『国富論』は「食料は世界の富の主要部分を構成するだけではない。他の多くの種類の富にその価値の主要部分を与えるのも、食料の豊富さなのである」と記しつつ、食料の中で穀物に特別の位置を与えることによって、穀物以外の諸財の生産の拡張に対して穀物の持つ規定的意義を明らかにしようとした。さらに『国富論』は、社会状態によってちがいはあるにせよ、「世界を通じて一般に」穀物の一定量は一定量の労働を支配できるという意味で、穀物は「事物の本性上」、他の一切の財とは区別される「真の価値」を持つことを主張した。

『国富論』は、こうした穀物の持つ特別の位置を、人間存在の根底に関わる認識と資本制社会における交換価値分析に基づく価格メカニズムという手法とを通じて説明しようとした。だが第1編11章地代論での、穀物、そしてそれ以外の食料の、また衣・住に関わる材料の各生産地の地代成立の過程は文明社会に至る過程の推測的歴史でもあるわけだから、前者の認識と後者の手法とが矛盾なく両立する理由はない。文明社会以前において一定面積の土地から1人の労働で彼の家族を維持しうる以上の穀物が生産されたとしても、その剰余が地代の形をとる理由はない。また、輸出奨励金による穀物価格の上昇は穀物の「真の価値」を変えず、むしろ「国の人口と産業を抑制」し「長期的には、穀物……消費量を……減少させる」から、穀物生

30) 竹本 『『国富論』を読む』（前掲）第1章2節をみよ。

産者には利益にならない、逆に、穀物自由貿易による穀物価格の低下は穀物の「真の価値」を変えず、長期的には穀物に対する国内市場を拡張するから、穀物生産者の利益であるという論理も、一定量の穀物は一定量の労働を支配できるから、価格変動によっては変わることのない「真の価値」を持つというという根源的認識に基づくものであるが、穀物価格の短期的上昇・低下は穀物生産者にとって、スミスの言う長期的・平均的帰結が生まれる前に、さまざまの経済的影響を生むはずである。

こうしたさまざまの経済的影響が穀物供給の不安定という具体的問題として顕在化する場合には、価格メカニズムの前に国家が登場する。短期的に飢える存在としての人間にとっての穀物の持つ根源的意義は、文明社会の進展とともに見えにくくなるにしても、なくなることはありえないからである。それは、穀物自給率を大きく低下させた状態での第一次・第二次世界大戦におけるイギリスの食料政策が如実に物語るところである³¹⁾。だがそこに至る前に、イギリスでは帝国を活用することによって、そうした事態が顕在化しないようになってきた。それは、小林昇が「リストの植民論」(1944年)以来幾度も指摘したように、1840年代のイギリスの食料政策の変化をめぐるリストの主張が明らかにしたところであった。すなわち、イギリスにとっては、「他国からする農産物の必要輸入量は云うに足りぬものであった。例えば小麦は僅か十日乃至十二日分の消費量を輸入に俟つを要するのみ」にもかかわらず、イギリスの過剰資本と労働の帝国内植民による帝国穀物生産の増大と、帝国特惠関税を活用する合衆国産小麦のカナダ経由でのイギリスへの輸出とによって、「イギリスは、穀物に関してはいわば三重の自給組織を樹立」しつつあった(434-435頁)。

『国富論』において、人間存在にとっての穀物の持つ根源的意義の認識と、資本制社会における価格メカニズムという手法による穀物の他財に対する規定性の説明とが矛盾なく両立しえ、その上に穀物自由貿易・取引論が提唱されたとすれば、それは、小林の言うように「食料不足はほとんど問題ではない」という穀物供給状態を前提にし、またそうした状態を維持するための国家また帝国の潜在的介入を前提にしていることであった。

31) この点は筆者の二つの近稿「食料と国家」(中嶋康博編『食の経済』ドメス出版、所収)、ならびに「イギリス経済思想史における穀物」(経済学史学会編『古典から読む経済思想史』(仮題)ミネルヴァ書房、所収)をみられたい。